

## ① 協働の現状と今後の展開について

地域課題を解決するにあたり、個人の力で難しい場合、近所の人や自治会に助けを求め、必要に応じ行政も協力をしていく。これが「協働」と捉えている。

現代の社会は住民ニーズの多様化が進んでいると感じている。SNSで繋がりがながら情報交換などのやり取りをする一方で地域のつながりは希薄になってきている。行政においては、厳しい財政状況の中、事業の選択と集中等による行政改革への取り組みを行わなければならない。その中、地域の課題は地域で解決することが必要であり、これが協働の一步と理解するが、昨今、その解決が困難な課題も多い。住民が課題と感じる内容は住民の数だけあるといっても過言ではない。しかし、色々なことがあやふやなままに、自助努力を委ねられているような気がしている。その中で、行政が関わることで少しでも解決の糸口が見えないか、その声を質問に変え、今後の方向性を共に考えたいと思う。よって、以下の質問をする。

- (1) 自治会加入率が減少しているがその要因をどのように捉え、どのように対応しているのか。
- (2) 自治会や住民の協力を得ながら解決に近づけるべき課題（例：ごみ問題・地域見守り・ハザードマップなど）にどのような意見、要望があるのか。
- (3) 住民と行政の関りとしての支援と連携をどう考えているか。
- (4) 今後の自治会に期待することは何か。

## ② 所有者不明土地対策について

現在の日本における所有者不明土地は九州の面積に相当する。このまま対策をとらないと、不明土地は2020年から5年ごとに約60万ヘクタール増加（山口県の面積とほぼ同じ）し、2040年には約720万ヘクタール、北海道本島の面積に相当すると推計が出された。国も対策に乗り出し、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、所有者不明土地の利用促進を目的に平成30年6月1日に施行された。今後、通常国会において相続登記を義務化することなどを柱とする法案が提出され、成立すれば令和5年度から順次施行するとなっている。全国的にも所有者不明の土地がふえており、社会問題になっているが、本町における現状と今後の取り組みについて伺う。

- (1) 固定資産課税台帳による土地の総筆数、登録はどのくらいか。そのうち所有者不明の土地は個人と法人分を合わせ、どのくらいになるのか。
- (2) 所有者が不明であるがゆえに、固定資産税納税に関する問題は発生しないか。